

告発事件の概要一覧表(関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第 125 条第 1 項、第 2 項等 (相場操縦) 証取法第 27 条の 23 第 1 項等 (大量保有報告書の不提出)	① 日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者)不動産会社社長 金融業者役員 ② 上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 (嫌疑者)不動産会社社長	①につき 6.10.3(東京地裁) 不動産会社社長 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 金融業者役員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定) ②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第 197 条第 1 号の 2 同法第 207 条第 1 項等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱アイベックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28(東京地裁) 同社社長 懲役 1 年 8 月 同社役員 懲役 1 年 2 月 15.11.13(東京高裁) 同社役員 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 15.11.18(東京高裁) 同社社長 懲役 1 年 8 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定)
3	6.10.14	証取法第 166 条第 1 項、第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役職員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6.12.20(大阪簡裁) 会社役職員 取引先職員 24 名 罰金 20~50 万円(略式命令) 8.5.24(大阪地裁) 医師 罰金 30 万円 9.10.24(大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16(最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16(大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7.2.10	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (内部者取引)	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金 50 万円 同行役職員 2 名 罰金 20~50 万円 取引先、同社職員 罰金 30 万円(略式命令) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
5	7.6.23	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 9 号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を公表。 (嫌疑者)当該会社社長	8.3.22(東京地裁) 懲役 1 年 4 月(執行猶予 3 年) (確定)
6	7.12.22	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補填)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補填及び利益の追加を行った。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	8.2.19(東京簡裁) 同社社長 同社役員 4 名 罰金 30~50 万円(略式命令) 8.12.24(東京地裁) 証券会社 罰金 1,500 万円 同社役員 懲役 6 月(執行猶予 2 年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証取法第 166 条第 1 項、第 2 項 同法第 200 条 第 6 号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)割当先監査役(弁護士)	9.7.28(東京地裁) 懲役 6 月(執行猶予 3 年) 追徴金約 2,621 万円 10.9.21(東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10(最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24(東京高裁) 控訴棄却 (確定)
8	9.1.17	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 9 号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、自ら監修する雑誌「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (嫌疑者)雑誌監修人(投資顧問業)	9.1.30(東京簡裁) 罰金 50 万円(略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (内部者取引)	(株)鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9.5.1(名古屋簡裁) 同社役員 4 名及び関連会社 罰金 50 万円(略式命令) 9.9.30(名古屋地裁) 同社会長 懲役 6 月(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条 第 6 号等 (内部者取引)	シントム(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)割当先社長 割当先会社等	9.5.27(東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金 30 万円(略式命令) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
11	9.5.13	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (損失補填)	野村証券(株)は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補填を行った。顧客は、損失補填を要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20(東京地裁) 証券会社 罰金 1 億円 同社社長、同社役員A 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同社役員B 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和証券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条第 1 項等 (損失補填)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補填及び利益の追加を行った。顧客は、損失補填を要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員A 懲役 10 月(執行猶予 2 年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 10.11.6(東京地裁) 同社職員 懲役 10 月(執行猶予 2 年) 同社役員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 2 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 11.6.24(東京地裁) 同社役員B 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) (いずれも確定)
13	9.10.21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (損失補填)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補填を行った。顧客は、損失補填を要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
14	9.10.23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補填)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補填を行った。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員	10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員A 懲役 10 月(執行猶予 2 年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 10.11.6(東京地裁) 同社役員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 2 年) 11.1.29(東京地裁) 同社役員B 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 11.6.24(東京地裁) 同社役員C 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) (いずれも確定)
15	9.10.28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補填)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補填を行った。顧客は、損失補填を要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.10.15(東京地裁) 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同社役員 3 名 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10.3.9	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補填)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益の追加を行った。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
17	10.3.20	証取法第 197 条第 1 号 同法第 207 条 第 1 項第 1 号 等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28(東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) (いずれも確定)
18	10.5.29	証取法第 167 条第 1 項 同法施行令第 31 条 同法第 200 条 第 6 号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社(他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)親会社役員	10.8.26(横浜簡裁) 罰金 50 万円(略式命令) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
19	10.7.6	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17(東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金 50 万円(略式命令) 10.11.10(東京地裁) 関連会社役員 懲役 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 (いずれも確定)
20	10.10.30	証取法第 166 条第 1 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19(東京地裁) 証券会社職員 懲役 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 12.3.28(東京地裁) 合併相手先役員 懲役 6 月 罰金 50 万円 12.11.20(東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3(最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10.12.17	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員 同部下職員	11.2.15(東京簡裁) 部下職員 罰金 50 万円(略式命令) 11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定)
22	11.2.10	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 10 月 罰金 200 万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定) (注)21 号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第 159 条第 1 項、第 2 項 同法第 197 条等 (相場操縦)	昭和化学工業(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者)金融業者 金融業者役員	11.6.24(大阪地裁) 金融業者役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 金融業者 罰金 400 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
24	11.6.30	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10(東京地裁) 同行頭取 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 同行副頭取 2 名 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18(最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11.8.13	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28(東京地裁) 同行会長 懲役 1 年 4 月(執行猶予 3 年) 同行頭取 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同行副頭取 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 19.3.14(東京高裁) いずれも控訴棄却 21.12.7(最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 23.8.30(東京高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
26	11.12.3	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 4 項 同法第 197 条第 8 号 (相場操縦)	(株)ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者)会社社長 会社役員	12.5.19(横浜地裁) 会社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (確定)
27	11.12.27	証取法第 198 条第 4 号等 (虚偽の半期報告書の提出)	(株)ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12(東京地裁) 同社副社長 懲役 7 年 罰金 6,000 万円 当該会社 罰金 1,000 万円 15.8.11(東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12.1.31	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30(横浜地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (確定)
29	12.3.21	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	12.3.22(東京簡裁) 同社役員 2 名 罰金 30 万円(略式命令) (いずれも確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
30	12.3.22	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	14.10.10(東京地裁) 同社会長 懲役 3 年 罰金 6,400 万円 15.11.10(東京高裁) 控訴棄却 18.11.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12.5.26	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員	12.7.19(東京地裁) 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 448 万円 (確定)
32	12.11.28	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員の姉	12.11.28(東京簡裁) 罰金 50 万円(略式命令) 追徴金約 158 万円 (確定)
33	12.12.4	証取法第 158 条等 同法第 197 条 第 1 項第 5 号 等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (嫌疑者) 会社役員等	12.12.4(東京簡裁) 会社役員ら 3 名 罰金 50 万円(略式命令) 14.11.8(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (いずれも確定)
34	12.12.4	証取法第 27 条の 23 第 1 項 同法第 198 条 第 5 号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者) 会社役員	14.11.8(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (確定)
35	13.3.12	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 提携先社員(公認会計士)	13.5.29(東京地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,414 万円 (確定)
36	13.4.27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号 同法第 197 条 第 1 項第 5 号 (相場操縦)	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買い上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長	14.9.12(名古屋地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 追徴金約 2,818 万円 (確定)

事件	告発 年月日	関係条文	事件の概要	判決
37	13.12.20	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8(大阪地裁) 同社社長 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同社常務 懲役 10 月(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
38	14.3.20	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者)会社役員等	15.7.30(東京地裁) 会社役員A 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 1,395 万円 15.11.11(東京地裁) 無職C 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円 会社役員B 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円 16.7.14(東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.3.29(最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14.3.26	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 18 号等 (内部者取引)	(株)ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)記者発表会業務下請会社役員	14.10.16(東京地裁) 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 922 万円 (確定)
40	14.6.7	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)公認会計士	14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士 2 名 罰金 50 万円(略式命令) (いずれも確定) 公認会計士 1 名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成 12 年 3 月期及び平成 13 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15.3.31(大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15.9.16(大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
42	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠 コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付 けを行うことを知り、公表前に同社株券 を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員(契約締結先)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
43	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング(株)が三陽パックス (株)株券の公開買付けを行うことを知り、 公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員(第一次情報受領者等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42 号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)光通信が(株)クレイフィッシュ株券の公 開買付けを行うことを知り、公表前に同 社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	15.2.28(東京地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,048 万円 (確定)
45	14.9.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	(株)ナナボシは、平成 10 年 3 月期及び平 成 11 年 3 月期決算において、架空工事 の受注工事代金の計上により粉飾経理 を行い、虚偽の記載のある有価証券報 告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15.3.31(大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15.9.16(大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41 号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 1 項第 7 号 (風説の流布 及び偽計)	ドリームテクノロジー(株)の株券を取引 していた者が、同株券の相場の変動を 意図し、インターネット上で募集した会員 に対し、電子メールで売買を推奨する内 容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者)当該株券取引者	15.3.28(広島簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 36 万 6 千円 (略式命令) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
47	14.12.16	証券法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	(株)エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定)
48	14.12.19	証券法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 921 万円 (確定)
49	14.12.26	証券法第 158 条 同法第 197 条第 1 項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定) (注)47 号事件と一括審理
50	15.2.13	証券法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 職員知人 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 210 万円 (いずれも確定)
51	15.2.20	証券法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 (注)50 号事件と一括審理 職員実弟 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 545 万円 (いずれも確定)
52	15.3.24	証券法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上する方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17(東京地裁) 同社専務 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 15.12.11(東京地裁) 同社常務 懲役 4 年 16.7.29(東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7(東京地裁) 同社会長 懲役 8 年 17.9.28(東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
53	15.5.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21(東京地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 891 万円 (確定)
54	15.7.16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社職員	16.1.30(横浜地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 (確定)
55	15.7.25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者)(株)大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17(大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18.10.6(大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 19.7.12(最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)
56	15.7.30	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員(元課長)	15.10.30(東京地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 936 万円 (確定)
57	15.11.14	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	16.8.3(名古屋地裁) 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 1,105 万円 (確定)
58	16.2.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)キャッツの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)当該会社社長等	17.2.8(東京地裁) 会社役員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 同社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 会社役員B 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17.9.7(東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.2.20(最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
59	16.2.27	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	大日本土木(株)が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社員	16.5.27(名古屋地裁) 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 (確定)
60	16.3.29	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	(株)キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4(東京地裁) 会社役員C 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 (注)58 号事件と一括審理 18.3.24(東京地裁) 公認会計士 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 19.7.11(東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 22.5.31(最高裁) 公認会計士 上告棄却 (いずれも確定)
61	16.5.31	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	16.9.3(大阪地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 945 万円 (確定)
62	16.6.22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	17.5.13(大阪地裁) 同社役員A 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 17.5.20(大阪地裁) 同社役員B 懲役 2 年(執行猶予 5 年) 17.7.12(大阪地裁) 同社役員C 懲役 2 年 6 月(執行猶予 5 年) 18.4.18(大阪地裁) 同社役員D 懲役 6 年 20.1.15(大阪高裁) 同社役員D 控訴棄却 22.6.4(最高裁) 同社役員D 上告棄却 (いずれも確定)
63	16.6.24	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社役員 会社役員	17.7.22(東京地裁) 会社役員A 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金 655 万円 17.10.19(東京地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 1,000 万円 18.2.2(東京高裁) 会社役員A 控訴棄却 18.4.26(最高裁) 会社役員A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員B 死亡による公訴棄却

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
64	16.11.2	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 17.10.14(大阪高裁) 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16.11.19	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (風説の流布及び偽計)	(株)メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)
66	16.11.30	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	真柄建設(株)等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 (嫌疑者)会社員	17.12.9(釧路地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 (確定)
67	16.12.9	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件及び 65 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65 号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17.1.26	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	(株)シーエスケイコミュニケーションズが(株)シーエスケイとの株式交換(重要事実)により(株)シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に(株)シーエスケイコミュニケーションズ株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員等	18.8.10(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 20 万円 追徴金約 310 万円 上記役員が経営する会社 罰金 100 万円 追徴金約 851 万円 (いずれも確定)
69	17.3.14	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント(株)が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)国家公務員	17.10.28(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 90 万円 追徴金約 1,373 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
70	17.3.22	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	南野建設(株)が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社役員等	17.6.27(大阪地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 625 万円 役員妻 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 625 万円 (いずれも確定)
71	17.3.22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道(株)は、(株)コクドの所有に係る西武鉄道(株)株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社等	17.10.27(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 当該会社 罰金 2 億円 (いずれも確定)
72	17.3.22	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	西武鉄道(株)が有価証券報告書に継続的に(株)コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員等	17.10.27(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (注)71 号事件と一括審理 親会社 罰金 1 億 5,000 万円 (いずれも確定)
73	17.6.10	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)業務委託契約先社員	18.7.7(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金 658 万円 (確定)
74	17.6.20	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)個人投資家	19.12.21(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 1,166 万円 21.3.26(東京高裁) 控訴棄却 22.12.13(最高裁) 上告棄却 (確定)
75	17.8.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27(東京地裁) 同社社長 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 同社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
76	17.9.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士として(株)カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)公認会計士	18.8.9(東京地裁) 公認会計士A 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 公認会計士B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 公認会計士C 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
77	17.11.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)ソキアの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員	18.7.19(大阪地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,924 万円 (確定)
78	18.2.10	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	(株)ライブドアは、(株)ライブドアマーケティング株券の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(2 名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 19.3.22(東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 同社役員 B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (注)いずれも 82 号事件と一括審理 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 同社子会社 罰金 4,000 万円 20.7.25(東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12(東京高裁) 同社役員 A 懲役 1 年 2 月 21.1.7(最高裁) 同社役員 A 上告棄却 (注)82 号事件と一括審理 23.4.25(最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)82 号事件と一括審理 (いずれも確定)
79	18.2.22	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	18.9.19(仙台地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 60 万円 追徴金約 429 万円 (確定)
80	18.2.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 345 万円 (確定)
81	18.2.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 30 万円 追徴金約 124 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
82	18.3.13	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(3名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役 1 年 8 月 同社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (注)いずれも 78 号事件と一括審理 同社役員C 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 (注)78 号事件と一括審理 20.7.25(東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12(東京高裁) 同社役員A 懲役 1 年 2 月 21.1.7(最高裁) 同社役員A 上告棄却 (注)78 号事件と一括審理 23.4.25(最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)78 号事件と一括審理 (いずれも確定)
83	18.3.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士(2名)	19.3.23(東京地裁) 公認会計士A 懲役 10 月 公認会計士B 懲役 1 年(執行猶予 4 年) 20.9.19(東京高裁) 公認会計士A 懲役 1 年(執行猶予 4 年) 20.9.26(東京高裁) 公認会計士B 控訴棄却 23.5.18(最高裁) 公認会計士B 上告棄却 (いずれも確定)
84	18.5.30	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	18.11.28(さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役 1 年 2 月(執行猶予 4 年) 追徴金約 452 万円 同社役員同居人の実妹 懲役 1 年(執行猶予 4 年) 追徴金約 435 万円 19.3.20(さいたま地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 5 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,089 万円 同社役員実子 懲役 1 年 2 月(執行猶予 4 年) 罰金 50 万円 追徴金約 1,532 万円 19.7.31(東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
85	18.6.22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)ライブドアが(株)ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付けに準ずる行為の実施を知り、公表前に(株)ニッポン放送株券を買付けた。 (嫌疑者)ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19(東京地裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 3 億円 21.2.3(東京高裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 2 億円 23.6.6(最高裁) 上告棄却 (いずれも確定)
86	18.7.25	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)西松屋チェーンほか 4 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)新聞社社員	18.12.25(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 1 億 1,674 万円 (確定)
87	18.8.3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、(株)オーエー・システム・プラザが(株)ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び(株)オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に各社株券を買付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	19.12.18(横浜地裁) 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 (確定)
88	18.10.20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)IMJ が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)当該会社顧問	19.1.16(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金 1,675 万円 (確定)
89	19.2.5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22(大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定)
90	19.2.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビシ(株)は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7(名古屋地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 同社役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
91	19.2.26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員	19.6.22(大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定) (注)89 号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)当該会社社員の知人	19.5.9(大阪地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 533 万円 (確定)
93	19.3.27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等(7名)	21.9.29(大阪地裁) 会社役員A 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金約 9 億 7,843 万円 21.9.9(大阪地裁) 会社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 22.8.4(大阪高裁) 会社役員B 控訴棄却 24.5.29(最高裁) 会社役員B 上告棄却 20.11.13(大阪地裁) 会社役員C 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 20.10.31(大阪地裁) 会社役員D 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 21.6.24(大阪高裁) 会社役員D 控訴棄却 23.9.16(最高裁) 会社役員D 上告棄却 (いずれも確定) (注)104 号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	ホームック(株)及び(株)カーマが、ホームック(株)、(株)カーマ及びダイキ(株)による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前にホームック(株)及び(株)カーマの株券を買付けた。 (嫌疑者)会社役員	20.1.16(札幌地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 20.7.15(札幌高裁) 原判決破棄 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
95	19.6.4	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	ホームック(株)が(株)カーマ及びダイキ(株)と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前にホームック(株)株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	19.9.10(札幌地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 5,407 万円 (確定)
96	19.6.7	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)伊藤園ほか 17 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6 名)	20.1.23(秋田地裁) 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族B 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族C 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 親族D 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 * 追徴金 ・12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Aから約 9,985 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族A、B、Cから約 1 億 3,463 万円 (いずれも確定)
97	19.6.25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	川上塗料(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)無職(2名)	20.6.30(さいたま地裁) 無職A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 無職B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯)
98	19.6.28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等 (相場操縦)	川上塗料(株)の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 (嫌疑者)無職	21.5.14(東京高裁) 無職A 控訴棄却 無職B 控訴棄却 21.10.6(最高裁) 無職A 上告棄却 (いずれも確定) (注)102 号事件と一括審理(102 号事件では「無職B」は「会社役員」と記載)
99	19.10.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.7.25(大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
100	19.10.30	証取法第 158 条 (風説の流布)	(株)大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (嫌疑者)会社役員	20.9.17(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金約 15 億 6,110 万円 21.11.18(東京高裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金約 15 億 5,810 万円 (確定)
101	19.11.1	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	南野建設(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)株式投資アドバイザー等	20.3.21(大阪地裁) 会社役員A 懲役 2 年(執行猶予 5 年) 追徴金約 3 億 8,379 万円 20.7.25(大阪地裁) 会社役員B 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (注) 99 号事件と一括審理 22.4(大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19.11.29	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.6.30(さいたま地裁) 無職 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯) 21.5.14(東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 21.10.6(最高裁) 無職 上告棄却 (いずれも確定) (注)97、98 号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第 159 条第 3 項等 (相場固定)	丸八証券(株)は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品(株)の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑者)当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17(名古屋地裁) 当該証券会社 罰金 2,500 万円 証券会社役員B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 証券会社役員C 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 20.9.9(名古屋地裁) 証券会社役員A 懲役 1 年 4 月 21.3.30(名古屋高裁) 証券会社役員A 懲役 2 年(執行猶予 4 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20.3.5	証取法第 158 条 (偽計)	(株)アイ・シー・エフの株券の取引のため、会社役員の名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.10.10(大阪地裁) 当該会社 罰金 500 万円 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帯) 22.2.3(大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 24.7.5(最高裁) 当該会社 上告棄却 20.10.17(大阪地裁) 会社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 会社役員C 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帯) 21.9.29(大阪地裁) 会社役員A 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金約 9 億 7,843 万円 (いずれも確定) (注)93 号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	(株)ポッカコーポレーションほか 4 社の株券について公開買付けが行われることを知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)印刷会社社員	20.3.25(札幌簡裁) 印刷会社社員B 罰金 50 万円(略式命令) 20.5.23(札幌地裁) 印刷会社社員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 追徴金約 1 億 5,938 万円 (いずれも確定)
106	20.5.30	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬(株)ほか 3 社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)証券会社社員等	20.12.25(東京地裁) 証券会社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 追徴金 635 万円 証券会社社員の知人 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金 5,544 万円 (内 635 万円は連帯) (いずれも確定)
107	20.6.16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	20.11.28(神戸地裁) 当該会社 罰金 500 万円 当該会社役員B 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 24.12.25(神戸地裁) 当該会社役員A 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 1,500 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20.6.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱アイ・エックス・アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	21.1.29(大阪地裁) 当該会社役員C 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 21.2.9(大阪地裁) 当該会社役員B 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員A 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 800 万円 (いずれも確定)
109	20.10.7	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱LTTバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社役員	21.9.14(東京地裁) 当該会社役員 懲役 15 年 罰金 500 万円 追徴金約 4 億 1,223 万円 (確定)
110	20.11.26	金商法第 158 条等 (暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。 (嫌疑者)会社員	21.11.24(横浜地裁) 懲役 6 年 (確定) (注)112 号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱LTTバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員	21.4.15(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,924 万円 (確定)
112	20.12.17	金商法第 158 条等 (暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。 (嫌疑者)会社員	21.11.24(横浜地裁) 懲役 6 年 (確定) (注)110 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	オー・エイチ・ティー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書とじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員(2名)	21.4.28(広島地裁) 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役社長 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 当該会社役員A 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 当該会社役員B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
114	21.2.10	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ(株)の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)IRコンサルティング業	21.5.25(大阪地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 2,092 万円 (確定)
115	21.3.25	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定) (注)120 号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)キャビンがプライベートエクイティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8(高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 同人の実質支配会社 罰金 200 万円 両名 追徴金 3 億 5,500 万円 (いずれも確定)
117	21.3.31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)プロデュースが粉飾決算を内実とする金商法違反等の嫌疑で証券監視委から強制調査を受けたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社元役員	21.5.27(さいたま地裁) 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 7,888 万円 (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
118	21.4.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社常務執行役員	21.6.17(東京地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 915 万円 (確定)
119	21.4.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社取締役会長	21.12.10(東京地裁) 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円 (確定)
120	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定) (注)115 号事件と一括審理
121	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)公認会計士	24.1.30(さいたま地裁) 懲役 3 年 6 月 25.1.11(東京高裁) 控訴棄却 26.9.17(最高裁) 上告棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
122	21.7.14	証取法第 158 条等 (偽計)	<p>(株)ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。</p> <p>(嫌疑者)会社役員</p>	<p>22.2.18(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円</p> <p>22.11.30(東京高裁) 控訴棄却</p> <p>23.3.23(最高裁) 上告棄却 (確定)</p>
123	21.7.31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	<p>エヌエー(株)が日産ディーゼル工業(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。</p> <p>(嫌疑者)当該会社従業員 会社員</p>	<p>21.12.24(さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金約 1,293 万円 会社員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6,164 万円</p> <p>22.6.10(東京高裁) 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 (いずれも確定)</p>
124	21.9.29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	<p>財産上の利益を得る目的で、日立造船(株)ほか 1 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。</p> <p>(嫌疑者)無職(2 名) 会社役員</p>	<p>22.4.28(東京地裁) 無職A 懲役 2 年 2 月(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 会社役員B 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 無職C 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 (連帯) (いずれも確定)</p>
125	21.10.20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	<p>グッドウィル・グループ(株)が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。</p> <p>(嫌疑者)無職</p>	<p>22.2.4(東京地裁) 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3,180 万円 (確定)</p>

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
126	21.11.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	<p>財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。</p> <p>(嫌疑者)当該会社代表取締役 会社役員(4名) 会社員 不詳(3名)</p>	<p>22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 (注)129 号事件と一括審理</p> <p>22.8.25(大阪地裁) 会社員 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円</p> <p>22.9.1(大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6,477 万円 (注)132 号事件と一括審理 (いずれも確定)</p>
127	21.12.15	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	<p>株テレウェイヴの売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。</p> <p>(嫌疑者)会社役員(2名) 会社員</p>	<p>22.4.5(東京地裁) 会社役員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 8,462 万円 会社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 会社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 7,218 万円 (いずれも確定)</p>
128	21.12.15	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	<p>ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィが中外製薬(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に、同社株券を買い付けた。</p> <p>(嫌疑者)会社員</p>	(いずれも確定)
129	21.12.24	金商法第 158 条等 (偽計)	<p>ユニオンホールディングス(株)の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、IABJapan(株)は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力が無いのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。</p> <p>(嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役</p>	<p>22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 (注)126 号事件と一括審理 被告会社 罰金 3,000 万円 (いずれも確定)</p>

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
130	22.2.9	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (疑念者)会社経営者	24.6.6(大阪地裁) 会社経営者 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 7,637 万円 25.10.25(大阪高裁) 会社経営者 控訴棄却 27.4.8(最高裁) 会社経営者 上告棄却 (確定) (注)132 号事件と一括審理
131	22.3.2	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (疑念者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	23.9.15(横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 23.9.20(横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 3 年 罰金 800 万円 24.12.13(東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17(東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4(最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)133 号事件と一括審理
132	22.3.16	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱テークスグループが、第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び第三者割当増資の約 9 割は失権すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付け、売り付けた。 (疑念者)当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1(大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6,477 万円 (注)126 号事件と一括審理 24.6.6(大阪地裁) 当該会社実質的経営者 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 7,637 万円 25.10.25(大阪高裁) 当該会社実質的経営者 控訴棄却 27.4.8(最高裁) 当該会社実質的経営者 上告棄却 (いずれも確定) (注)130 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
133	22.3.19	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	23.9.15(横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 23.9.20(横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 3 年 罰金 800 万円 24.12.13(東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17(東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4(最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)131 号事件と一括審理
134	22.3.26	金商法第 158 条等 (偽計)	トランスデジタル(株)は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 会社役員(2 名) 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22.11.24(東京地裁) 元当該会社顧問 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 元当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定)
135	22.5.11	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	(株)GDHほか 3 社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売買した。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注)136 号事件と一括審理
136	22.6.15	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注)135 号事件と一括審理

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
137	22.10.6	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	24.2.29(さいたま地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役 3 年 24.2.29(さいたま地裁) 当該会社代表取締役専務 懲役 3 年 (いずれも確定)
138	22.10.26	金商法第 158 条等 (偽計)	(株)エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	
139	22.10.28	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株)テクノマセマティカルほか 2 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者)会社役員	23.3.10(大分地裁) 懲役 2 年 4 月(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 2 億 6148 万円 23.8.26(福岡高裁) 控訴棄却 24.11.19(最高裁) 上告棄却 (確定)
140	22.12.7	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	ワイオミング・ホールディング・ジーエムピーエイチの業務執行を決定する機関が(株)西友株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	24.9.7(東京地裁) 当該会社社外取締役の配偶者 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,725 万円 (うち 2,766 万円は被告会社と連帯) 同人の主宰法人 罰金 400 万円 追徴金 2,766 万円 (被告人と連帯) (いずれも確定)
141	23.2.9	証取法第 197 条の 2 第 1 号等 (無届社債券募集)	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長	25.7.3(福岡地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 6 年 罰金 300 万円 26.2.27(福岡高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 27.4.1(最高裁) 当該会社代表取締役会長 上告棄却 (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
142	23.3.22	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	オックスホールディングス㈱の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員	24.3.7(東京地裁立川支部) 懲役 3 年 追徴金約 3,232 万円 24.7.19(東京高裁) 控訴棄却 24.10.30(最高裁) 上告棄却 (確定)
143	23.5.27	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱富士バイオメディックスは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	24.3.8(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 3 年) 当該会社嘱託社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 800 万円 24.9.20(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定)
144	23.6.10	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱スルガコーポレーションが委託先法人に行かせていた同社所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察において、同委託先法人が反社会的勢力であるとし、当該交渉業務について、同社役員らも捜査対象となっていたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員	29.12.8(横浜地裁) 当該会社代表取締役 公訴取消の申立て 29.12.20(横浜地裁) 当該会社代表取締役 公訴棄却決定 (確定)
145	23.7.13	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱ジャストシステムの業務執行を決定する機関が㈱キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び業務提携を行うこと(重要事実)についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	23.9.16(東京地裁) 懲役 3 年(執行猶予 3 年) 罰金 400 万円 追徴金約 1 億 1,796 万円 (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
146	23.8.2	金商法第 158 条等 (偽計)	<p>㈱NESTAGEは、クロスビズ㈱を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、宿泊施設等であった土地及び建物 3 物件の価値を過大に評価した上、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行った。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役 当該会社執行役員(2名) 会社役員 会社員 不動産鑑定士</p>	<p>23.10.11(大阪地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 会社員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年)</p> <p>25.5.10(大阪地裁) 当該会社 罰金 300 万円 当該会社代表取締役会長 懲役 1 年 4 月(執行猶予 3 年) 当該会社取締役 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 当該会社執行役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年)</p> <p>(いずれも確定)</p>
147	23.8.5	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	<p>財産上の利益を得る目的で、㈱GABA ほか 2 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。</p> <p>(嫌疑者) 会社役員</p>	<p>24.5.14(福岡地裁) 懲役 3 年 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 8,695 万円</p> <p>25.1.25(福岡高裁) 控訴棄却 (確定)</p>
148	23.12.12	金商法第 158 条等 (偽計)	<p>井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社社員(2名) 会社員 証券ブローカー</p>	<p>24.2.14(東京地裁) 会社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 3 年)</p> <p>24.3.7(東京地裁) 当該会社社員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年)</p> <p>24.3.12(東京地裁) 当該会社社員A 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 証券ブローカー 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年)</p> <p>(いずれも確定)</p>
149	23.12.21	金商法第 158 条等 (風説の流布及び偽計)	<p>エスプールほか 3 銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板上で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。</p> <p>(嫌疑者) 無職</p>	<p>23.12.22(神戸簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 4 万 8,330 円 (略式命令) (確定)</p>

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
150	24.1.31	金商法第 166 条第 1 項第 3 号等 (内部者取引)	NECエレクトロニクス(株)が(株)ルネサステクノロジーと合併することについて決定したこと(重要事実)及びエルピーダメモリ(株)が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って(株)日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと(重要事実)を知り、それぞれの事実の公表前にNECエレクトロニクス(株)及びエルピーダメモリ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者)国家公務員	25.6.28(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,031 万円 26.12.15(東京高裁) 控訴棄却 28.11.28(最高裁) 上告棄却 (確定)
151	24.3.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員(3名)	25.7.3(東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (注)155号事件と一括審理 26.12.8(東京地裁) 会社役員D 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 28.2.17(東京高裁) 会社役員D 控訴棄却 30.6.13(最高裁) 会社役員D 上告棄却 (注)155号事件と一括審理 27.7.1(東京地裁) 会社役員A 懲役 4 年 罰金 1,000 万円 預金債権約 7 億 2,430 万円没収 会社役員B 懲役 3 年 罰金 600 万円 預金債権約 4 億 1,149 万円没収 上記被告人 2 名及び 156 号事件被告人(会社役員 C)から連帯して追徴金約 8 億 8,399 万円 28.9.29(東京高裁) 会社役員A 控訴棄却 会社役員B 控訴棄却 31.1.22(最高裁) 会社役員A 上告棄却 会社役員B 上告棄却 (注)156号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
152	24.3.22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直前に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員	24.9.26(福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.2.20(福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)153 号事件と一括審理
153	24.3.22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直前に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員	24.9.26(福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.2.20(福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)152 号事件と一括審理
154	24.3.26	金商法第 158 条等 (偽計)	(株)セラームテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司と WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社代表取締役	25.4.12(東京地裁) 当該会社取締役兼最高財務責任者 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 26.1.17(東京高裁) 当該会社 控訴棄却 当該会社代表取締役 控訴棄却 26.10.16(最高裁) 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
155	24.3.28	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(3期)した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員D	25.7.3(東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 26.12.8(東京地裁) 会社役員D 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 28.2.17(東京高裁) 会社役員D 控訴棄却 30.6.13(最高裁) 会社役員D 上告棄却 (いずれも確定) (注)151号事件と一括審理
156	24.3.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者)会社役員 C	27.7.1(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 預金債権約 1 億 8,944 万円没収 151号事件被告人 2 名(会社役員 A、B)と連帯して追徴金約 8 億 8,399 万円 28.9.29(東京高裁) 控訴棄却 31.1.22(最高裁) 上告棄却 (確定) (注)151号事件と一括審理
157	24.3.28	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	日本風力開発㈱の株券について監理銘柄に指定される可能性があること(重要事実)についての伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)無職	24.5.18(神戸地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 8,637 万円 (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
158	24.7.9	金商法第 38 条の 2 第 1 号 等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 160、162、163 号事件と一括審理
159	24.7.13	金商法第 167 条第 1 項第 4 号 等 (内部者取引)	(株)日立物流が(株)バンテック株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) アドバイザリー業務委託契約を締結していた証券会社社員 (元執行役員) 会社役員 A 会社役員 B 無職	25.2.28(横浜地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 25.9.30(横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 27.9.25(東京高裁) 証券会社社員(元執行役員) 控訴棄却 29.7.5(最高裁) 証券会社社員(元執行役員) 上告棄却 (いずれも確定) (注) 161 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
160	24.7.30	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、162、163 号事件と一括審理
161	24.8.3	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	(株)TMコーポレーションがバルス(株)株券の公開買付けを行うこと(ほか 1 件)を知り、公表前に同株券を買付けた。 (嫌疑者) アドバイザリー業務委託契約を締結していた証券会社社員 (元執行役員) 会社役員 A 会社役員 B 無職	25.2.28(横浜地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 25.9.30(横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 27.9.25(東京高裁) 証券会社社員(元執行役員) 控訴棄却 29.7.5(最高裁) 証券会社社員(元執行役員) 上告棄却 (いずれも確定)(注) 159 号事件と一括審理
162	24.9.19	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、160、163 号事件と一括審理

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
163	24.10.5	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、160、162 号事件と一括審理
164	24.12.18	金商法第 158 条等 (偽計)	(株)セイクレストは、合同会社カナヤマを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社カナヤマは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑者) 当該会社代表取締役 会社役員	25.9.12(大阪地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 6 億 2,926 万円 26.3.25(大阪高裁) 会社役員 控訴棄却 27.7.7(最高裁) 会社役員 上告棄却 25.9.26(大阪地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 (いずれも確定)
165	25.4.30	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	イー・アクセス(株)の業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル(株)と業務上の提携をする(重要事実)とともに、ソフトバンクモバイル(株)の親会社であるソフトバンク(株)との間で株式交換を行うこと(重要事実)についての決定をした旨を自己の職務に関して知り、公表前にイー・アクセス株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	25.11.22(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 4,473 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
166	25.7.12	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、セントラル総合開発(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員	26.7.4(東京地裁) 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 2,000 万円 追徴金約 8,286 万円 27.5.28(東京高裁) 控訴棄却 29.3.13(最高裁) 上告棄却 (確定)
167	26.3.19	金商法第 158 条等 (風説の流布)	カネヨウ(株)ほか 2 銘柄の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介し、電子掲示板に、合理的な根拠もない書き込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。 (嫌疑者)会社役員	26.3.20(名古屋簡裁) 罰金 80 万円 追徴金 275 万円 (略式命令) (確定)
168	26.6.16	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)インデックスは、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役会長 当該会社代表取締役社長	28.6.14(東京地裁) 当該会社取締役会長 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 当該会社代表取締役社長 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 29.11.7(東京高裁) 当該会社取締役会長 控訴棄却 当該会社代表取締役社長 控訴棄却 2.5.18(最高裁) 当該会社取締役会長 上告棄却 当該会社代表取締役社長 上告棄却 (いずれも確定)
169	26.8.8	金商法第 158 条等 (偽計)	井上工業(株)は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)会社員	26.10.21(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) (確定)
170	26.10.7	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株)オリエントコーポレーションほか 3 銘柄の相場を変動させることを目的とした見せ玉手法等を行い、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職 会社員	27.10.22(東京地裁) 無職 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 会社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 上記被告人 2 名から連帯して追徴金約 3 億 9,039 万円 (いずれも確定)
171	26.12.19	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株)fonfunの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)無職	27.4.14(神戸地裁) 懲役 2 年 8 月 罰金 500 万円 追徴金約 3,291 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
172	27.2.2	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)太陽商会(当時:(株)NowLoading)は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	27.8.4(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 当該会社取締役 懲役 4 年 6 月 27.12.9(東京高裁) 当該会社取締役 控訴棄却 (いずれも確定)
173	27.3.24	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	豊田通商(株)が(株)トーメンエレクトロニクス株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員(2 名)	27.8.18(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,642 万円 27.11.25(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,284 万円 (いずれも確定)
174	27.6.2	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)ジアースが(株)ドン・キホーテないしその子会社を割当先とする第三者割当増資を行う旨の重要事実の伝達を受け、公表前にジアース株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	27.9.14(千葉地裁) 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社株券 7,800 株没収 追徴金約 2 億 5,752 万円 (確定)
175	27.6.15	金商法第 158 条等 (偽計)	石山 Gateway Holdings(株)は、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社にバイオディーゼル発電機の販売設置をした事実がないにもかかわらず、当初予想では見込んでいなかった当該発電機の販売設置等により、売上が計上される見込みであることなどから、連結業績予想を上方修正する旨の虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28.2.23(東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 3,677 万円 当該会社取締役 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,811 万円 (いずれも確定) (注)176 号事件と一括審理
176	27.7.3	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	石山 Gateway Holdings(株)は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28.2.23(東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 3,677 万円 (いずれも確定) (注)175 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
177	27.10.23	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)が、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(4期)した際、簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理を行うなどしてこれを幫助した。 (嫌疑者)会社経営者	28.10.13(東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金500万円 (確定)
178	27.12.4	金商法第159条第2項第1号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、新日本理化(株)の株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株券の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職(2名) 大学教員	29.1.18(東京地裁) 無職 死亡による公訴棄却 30.3.22(東京地裁) 大学教員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金1,000万円 追徴金約26億5,864万円 2.7.21(東京高裁) 大学教員 控訴棄却 3.11.8(最高裁) 大学教員 上告棄却 (いずれも確定) (注)180号事件と一括審理
179	27.12.8	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	石山Gateway Holdings(株)が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けた旨の重要事実の伝達を受け、公表前に同株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員	28.2.26(東京地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約3,649万円 (確定)
180	27.12.24	① 金商法第158条等 (風説の流布、偽計) ② 金商法第27条の23第1項等 (大量保有報告書の不提出)	① 財産上の利益を得る目的で、新日本理化(株)及び明和産業(株)の株券の売買のため及び各株券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトには株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職 大学教員 ② 上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者)無職	29.1.18(東京地裁) 無職 死亡による公訴棄却 30.3.22(東京地裁) 大学教員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金1,000万円 追徴金約26億5,864万円 2.7.21(東京高裁) 大学教員 控訴棄却 3.11.8(最高裁) 大学教員 上告棄却 (いずれも確定) (注)178号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
181	28.3.28	金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	グローバルアジアホールディングス(株) (当時:株)プリンシパル・コーポレーション)は、架空資産を計上する方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役	30.5.30(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年(執行猶予4年) 30.9.12 控訴取下 (確定)
182	28.6.14	金商法第159条第1項第1号 同条第3項等 (相場操縦、相場固定)	夢の街創造委員会(株)の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行うとともに、同社の株価を信用取引に係る追加保証金の発生しない価格に維持しようと企て、買い上がり買付けや下値支え等を行った。 (嫌疑者)当該会社特別顧問 会社役員 証券会社社員	29.3.28(東京地裁) 当該会社特別顧問 懲役3年(執行猶予4年) 罰金2,000万円 追徴金約1億2,928万円 30.5.8(東京高裁) 当該会社特別顧問 控訴棄却 30.9.26(最高裁) 当該会社特別顧問 上告棄却 (確定)
183	28.8.1	金商法第166条第1項第1号 同法第167条の2第1項等 (内部者取引)	(株)ALBERTの経常利益について、直近に公表された予想値と比較して、新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に、同社株券を売り付けるとともに、損失の発生を回避させる目的をもって同事実を伝達した。 (嫌疑者)当該会社取締役	28.11.1(東京地裁) 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 (確定)
184	28.8.22	証取法第159条第1項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。 (嫌疑者)弁護士	29.6.26(さいたま地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約4億9,756万円 (確定) (注)185号事件と一括審理
185	28.10.11	証取法第159条第1項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。 (嫌疑者)弁護士	29.6.26(さいたま地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約4億9,756万円 (確定) (注)184号事件と一括審理
186	28.12.7	金商法第167条第3項等 (内部者取引)	緑(株)がスターホールディングス(株)株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)無職	29.3.27(横浜地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約3,623万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
187	29.3.6	金商法第158条等 (偽計)	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を实际よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、事情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。 (嫌疑者)アーツ証券(株) 同証券会社代表取締役 同証券会社取締役 (株)オプティファクター 同社代表取締役	30.3.23(千葉地裁) 当該会社代表取締役 懲役4年 30.10.9(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 30.11.20(最高裁) 当該会社代表取締役 上告取下 31.3.18(千葉地裁) 当該証券会社代表取締役 懲役4年 1.9.18(東京高裁) 当該証券会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定) (注)188号事件と一括審理
188	29.3.27	金商法第158条等 (偽計)	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を实际よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、事情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。 (嫌疑者)アーツ証券(株) 同証券会社代表取締役 同証券会社取締役 (株)オプティファクター 同社代表取締役	30.3.23(千葉地裁) 当該会社代表取締役 懲役4年 30.10.9(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 30.11.20(最高裁) 当該会社代表取締役 上告取下 31.3.18(千葉地裁) 当該証券会社代表取締役 懲役4年 1.9.18(東京高裁) 当該証券会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定) (注)187号事件と一括審理
189	29.6.27	金商法第167条第3項 同法第167条の2第2項等 (内部者取引)	(株)卑弥呼株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同株券を買付けた。 (嫌疑者)会社役員 当該会社取締役	29.12.18(大阪地裁) 会社役員 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金4,507万8,000円 当該会社取締役 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金180万円 30.5.11(大阪高裁) 会社役員 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 30.9.3(最高裁) 会社役員 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
190	29.11.21	金商法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。 (嫌疑者)無職 会社員 会社役員	2.1.14(東京地裁) 会社員 懲役1年8月 罰金2,000万円 追徴金3億7,280万1,332円 3.5.12(東京高裁) 会社員 控訴棄却 3.9.7(最高裁) 会社員 上告棄却 2.6.18(東京地裁) 無職 死亡による公訴棄却 (いずれも確定)
191	29.11.27	金商法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。 (嫌疑者)会社役員(2名) 無職 投資業	2.3.31(東京地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金4,000万円 追徴金3億7,280万1,332円 3.3.18(東京高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
192	30.1.25	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	東芝テック㈱が特別損失を計上することにより業務遂行の過程で生じた損害が発生した旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に、同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 医師	30.6.8(東京地裁) 当該会社社員 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 医師 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金200万円 上記被告人2名から連帯して追徴金7,178万円 (いずれも確定)
193	30.6.18	金商法第166条第1項第1号 同法第167条の2第1項等 (内部者取引)	スミダコーポレーション㈱が1株あたりの期末配当額を従前の予想値よりも増額する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買付けるとともに、利益を得させる目的をもって関係者に取引を推奨し、関係者が同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社外取締役	30.11.6(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予5年) 罰金200万円 追徴金1億540万300円 (確定)
194	30.10.30	金商法第167条第1項第6号 同法第167条の2第2項等 (内部者取引)	㈱アサツーディ・ケイ株券について、公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって知人に取引を推奨し、さらに、同事実を伝達し、知人が同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社執行役員	31.2.27(東京地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金9,612万1,000円 1.9.12(東京高裁) 控訴棄却 2.3.30(最高裁) 上告棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
195	30.11.13	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱ロジコム株券について、第三者割当増資を行うことを決定した旨及び㈱ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を実施する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社代表取締役	31.2.26(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 当該会社株券1万8,600株没収 追徴金2,547万円 (確定)
196	30.11.13	金商法第167条の2第1項 同法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱ロジコム株券について、第三者割当増資を行うことを決定した旨及び㈱ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を実施する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社外取締役 会社役員	1.7.26(東京地裁) 当該会社社外取締役 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 当該会社株券1万2,000株没収 追徴金1,715万5,000円 (いずれも確定)
197	30.12.10	金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	日産自動車㈱は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役	4.3.3(東京地裁) 当該会社 罰金2億円 (確定) 当該会社代表取締役 懲役6月(執行猶予3年) 公判係属中(東京高裁)
198	30.12.18	金商法第167条第3項 同法第167条の2第2項等 (内部者取引)	㈱ダルトン株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)無職 証券会社社員	1.5.13(大阪地裁) 無職 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金6,866万7,500円 2.6.8(大阪地裁) 証券会社社員 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 2.12.18(大阪高裁) 証券会社社員 控訴棄却 4.2.25(最高裁) 証券会社社員 上告棄却 (いずれも確定)
199	31.1.10	金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	日産自動車㈱は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役	4.3.3(東京地裁) 当該会社 罰金2億円 (確定) 当該会社代表取締役 懲役6月(執行猶予3年) 公判係属中(東京高裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
200	31.3.20	金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ソルガム・ジャパン・ホールディングスは、営業キャッシュ・フローを黒字に偽装する方法により、虚偽の記載のある連結キャッシュ・フロー計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社実質的経営者 当該会社代表取締役 当該会社取締役管理部長	1.8.6(東京地裁) 当該会社 罰金1,000万円 当該会社実質的経営者 懲役2年(執行猶予3年) 当該会社代表取締役 懲役1年6月(執行猶予3年) 当該会社取締役管理部長 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
201	令和1.7.9	金商法第39条第1項第2号等 (損失補填)	東郷証券㈱は、取引所為替証拠金取引について生じた顧客の損失を、和解契約による現金の提供等により損失補填した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役(当該会社実質的経営者) 当該会社代表取締役管理本部長 当該会社顧問	2.2.12(東京地裁) 当該会社取締役 懲役3年(執行猶予5年) 当該会社顧問 懲役1年6月(執行猶予3年) 2.3.30(東京地裁) 当該会社 罰金3,000万円 当該会社代表取締役管理本部長 懲役1年2月(執行猶予3年) (いずれも確定)
202	1.8.13	金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	すてきなイスグループ㈱は、架空売上を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役社長	3.3.12(横浜地裁) 当該会社 罰金1,000万円 (確定) 当該会社代表取締役会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 当該会社代表取締役社長 懲役1年6月(執行猶予3年) 4.12.1(東京高裁) いずれも原判決破棄 横浜地裁に差し戻し いずれも公判係属中(最高裁)
203	1.11.1	金商法第167の2第1項 同法第167条第3項等 (内部者取引)	㈱パルマ株券について、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社管理部次長 会社員	2.2.27(東京地裁) 当該会社管理部次長 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 当該会社 株券4,800株没収 追徴金1,503万円 (いずれも確定)
204	2.12.22	金商法第167の2第1項等 (取引推奨)	㈱ドンキホーテホールディングス株券について、公開買付けを行うことについての決定をした旨及び同社が子会社の異動を伴うユニー株式会社の株券を取得することについての決定をした旨の重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって知人に取引を推奨し、知人が同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社代表取締役	3.4.27(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年(執行猶予4年) (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
205	3.3.26	金商法第159条第3項等 (安定操作)	㈱ニチダイ株券の株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が解除あるいは回避される価格以下に維持しようと企て、大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどにより違法な安定操作を行った。 (嫌疑者)会社役員(2名)	4.4.22(大阪地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金500万円 追徴金1億8,657万5,600円 (確定)
206	3.6.30	金商法第167条の2第1項 同法第166条第3項等 (内部者取引)	ジェイリース㈱の業務提携交渉先の会社役員がジェイリース㈱と他社の業務提携に係る重要事実を当該交渉に関して知り、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に伝達し、当該知人がその公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)会社役員 会社員	4.3.25(福岡地裁) 会社役員 懲役2年(執行猶予4年) 会社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金4,680万2,200円 4.9.2(福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 4.12.28(最高裁) 会社役員 上告棄却 会社員 上告棄却 (いずれも確定)
207	3.7.12	金商法第158条等 (偽計)	㈱Nutsの実質的経営者らが、同社の株価の維持上昇を図り、その発行した新株予約権の行使促進等のため、同社の売上高を偽装した上、売上高について虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 会社役員 当該会社代表取締役 金融コンサルタント 会社員	3.11.30(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年(執行猶予3年) 3.12.7(東京地裁) 会社役員 懲役2年2月(執行猶予3年) 会社員 懲役2年(執行猶予3年) 3.12.22(東京地裁) 金融コンサルタント 懲役2年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
208	4.2.14	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	アサヒ衛陶(株)の代表取締役社長が、同社の業務提携に係る重要事実を知り、同重要事実を伝達した上で、その公表前に伝達を受けた者と共謀して同社株券を買い付けるとともに、伝達を受けた者が、自己名義等でも、その公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社代表取締役社長 ホライズン(株) 上中商事(株) 同社代表取締役	4.9.15(大阪地裁) ホライズン(株) 罰金300万円 追徴金4,498万5,000円 (上中商事(株)代表取締役と連帯) 上中商事(株) 罰金300万円 追徴金3,649万1,000円 (同社代表取締役と連帯) 同社代表取締役 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1億3,153万2,000円 (うち4,498万5,000円をホライズン(株)と連帯し、うち3,649万1,000円を上中商事(株)と連帯) 4.10.6(大阪地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1,039万4,000円 (いずれも確定)
209	4.2.24	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	テラ(株)が新型コロナウイルス感染症の治療法の開発研究に係る業務提携をする旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	4.7.7(東京地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 預託金債権のうち416万3,504円没収 追徴金672万3,746円 (確定)
210	4.2.24	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	テラ(株)が新型コロナウイルス感染症の治療法の開発研究に係る業務提携をする旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	4.9.9(東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金5,627万8,200円 (確定)
211	4.2.24	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	テラ(株)における新型コロナウイルス感染症の治療法の開発に関する重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者)内田建設(株) 同社代表取締役	4.7.4(東京地裁) 内田建設(株) 罰金100万円 同社代表取締役 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 上記被告人2名から以下を没収 当該会社株式23株 預託金返還請求権のうち102万6,230円 上記被告人2名から連帯して 追徴金2,524万2,710円 (いずれも確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
212	4.3.16	金商法第158条等 (偽計)	テラ㈱の第三者割当増資の割当予定先会社の取締役が、当該増資に関し、払込みに要する資金を調達できる具体的な見込みがないにもかかわらず、他の会社からの借入による資金調達が可能である旨装い、これを信じたテラ㈱をして、虚偽の内容を含む公表を行わせた。 (嫌疑者)割当先取締役	5.3.24(東京地裁) 割当先取締役 懲役3年(執行猶予5年) 公判係属中(東京高裁)
213	4.3.23	金商法第159条第3項等 (安定操作)	SMBC日興証券㈱が扱う「ブロックオフア一」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。 (嫌疑者)当該証券会社 当該証券会社本部長 当該証券会社副本部長(2名) 当該証券会社社員(4名)	5.2.13(東京地裁) 当該証券会社 罰金7億円 追徴金44億7,114万2,420円 (注)214号事件と一括審理 当該証券会社副本部長(1名) 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定) 当該証券会社本部長 当該証券会社副本部長(1名) 当該証券会社社員(2名) いずれも公判係属中(東京地裁)
214	4.4.12	金商法第159条第3項等 (安定操作)	SMBC日興証券㈱が扱う「ブロックオフア一」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。 (嫌疑者)当該証券会社 当該証券会社副社長 当該証券会社社員(3名)	5.2.13(東京地裁) 当該証券会社 罰金7億円 追徴金44億7,114万2,420円 (注)213号事件と一括審理 (確定) 当該証券会社副社長 当該証券会社社員(1名) いずれも公判係属中(東京地裁)
215	4.6.3	金商法第167条の2第2項 同法第167条第1項等 (内部者取引)	ソフトブレイン㈱の株券について、公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に、知人らに、利益を得させる目的をもって、同事実を伝達し、伝達を受けた当該知人らが、その公表前に同社株券を買い付けたほか、別の知人と共謀の上、その公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社内部監査室長 会社役員 接客業 税理士	4.6.22(東京簡裁) 接客業 罰金100万円 追徴金884万3,400円 (略式命令) 4.10.24(東京地裁) 税理士 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金1,212万8,485円 4.12.9(東京地裁) 当該会社内部監査室長 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金3,225万2,400円 4.12.27(東京地裁) 会社役員 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1,738万円 (いずれも確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
216	4.12.1	金商法第167条第1項 同法第167条の2第2項等 (内部者取引)	東都水産㈱の社外取締役が、公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に、同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に同事実を伝達し、伝達を受けた当該知人が、その公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)三印三浦水産㈱ 同社代表取締役専務(当該会社社外取締役)	公判係属中(函館地裁)
217	4.12.6	金商法第166条第1項 同法第167条の2第1項等 (内部者取引)	㈱Aimingの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を知り、同重要事実等の公表前に、同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に同重要事実等を伝達し、伝達を受けた当該知人が、その公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員 当該会社員の知人	公判係属中(東京地裁)
218	4.12.6	金商法第166条第1項第5号等 (内部者取引)	㈱Aimingの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を知り、同重要事実等の公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	公判係属中(東京地裁) (注)220号事件と一括審理
219	4.12.26	金商法第166条第1項 同法第167条の2第1項等 (内部者取引)	㈱エイチームの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を知り、同重要事実等の公表前に、同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に同重要事実等を伝達し、伝達を受けた当該知人が、その公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	公判係属中(東京地裁)
220	4.12.26	金商法第166条第1項第5号等 (内部者取引)	㈱エイチームの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を知り、同重要事実等の公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	公判係属中(東京地裁) (注)218号事件と一括審理

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
221	5.3.3	金商法第167 条第1項第1 号等 (内部者取引)	総合メディカルホールディングス(株)株券 及び(株)スペースバリューホールディング ス株券に係る公開買付けの実施に関す る事実を知り、同事実の公表前に同社 株券を買付けた。 (嫌疑者)会社員	公判係属中(東京地裁)